



**【注意】**

1、生計を同一にしていない方が申請される時は、次の書類を添付してください。

ア、死亡したものとの関係がわかる戸籍謄本

イ、給付を受けるべきものが先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類

2、第一順位の相続人以外の方が信施される時は、ほかの相続権者の同意書等、別途書類の提出をお願いすることがあります。